

視 察 報 告 書

報告者氏名 大貫次郎

委員会名：総務常任委員会

期 間：令和4年11月8日（火）～令和4年11月10日（木）

視察都市等及び視察項目：

- ・世田谷区：若者政策について（希望丘青少年交流センター）
- ・長崎市：まちぶらプロジェクトについて
- ・山口市：中心商店街における地域福利増進事業視察都市

所 感 等：若者政策について

世田谷区では世田谷区基本構想の中で「こども・若者が住みやすい街をつくり教育を充実する」という基本構想があり、それを受けて世田谷区基本計画の中で、こども・若者が住みたいまちづくり・教育の推進を重点政策として掲げている。さらに世田谷区子供計画の中で若者計画を盛り込んでいる。その中では①若者の交流と活動の推進②生きづらさを抱えた若者の支援③若者が地域で力を発揮できる環境づくり④若者の社会に向けた文化情報の発信への支援に取り組んでいる。まず、世田谷区では若者の定義を中高生世代から39歳までとしている。

- ① 若者の交流と活動の推進では、若者の主体的な活動を通して自立と成長を促し世代を超えた交流の機会を創出し社会への参加・参画意識を高める場として青少年交流センターを3か所で運営、また「あいりす」「たからばこ」といった身近な居場所事業も行っている。
- ② 生きづらさを抱えた若者の支援では、相談支援機関としてメルクマール世田谷の運営を行っている。メルクマール世田谷は、昨年度までは若者を対象とした相談支援センターであったが、今年度からは、国の政策に伴った年齢にとらわれない支援体制にしている。
- ③ 若者が地域で力を発揮できる環境づくりでは、子供青少年協議会において、若者の意見を取り入れ、若者の意見表明や参加・参画の推進に取り組んでいる。また、子供若者支援協議会では、若者支援シンポジウムで地域活動団体とネットワーク構築を図り、若者の成長と活動を支える取り組みを行っている。
- ④ 若者の社会に向けた文化情報の発信への支援では、若者による若者へのSNSを活用した情報発信事業（ねつせた！）を通して若者目線で若者世代に世田谷区の情報や魅力を届け、若者の参加・参画に機会を広げている。

世田谷区では、子ども・若者部子ども家庭課が若者支援に取り組んでいるが、横須賀市にお

いてはどうであろうか。世田谷区のように若者に特化した部局を設けてはいない。しかしそれぞれの部局が所管する部分で、しっかりと居場所づくりや就労支援等の事業を行っている。また、今年度民生局を創設し、全世代に対応できる組織編成にしたことから、世田谷区のような若者に特化した部局は必要ないのではないか。世田谷区においても国の施策に合わせて、今年度、若者総合支援センターの利用範囲を若者から全世代へ変更していることから、今後は若者という視点よりも全世代に対応できる組織が良いのではないかと考える。議会でも日ごろから市長には、部局間連携の重要性を述べているなか、市長も部局間連携に対する重要性をしっかりと認識・実行している。さらに言うと、横須賀市は少子高齢化が進む中で、人口に対する若者の割合は、22%（約84,000人）であり、世田谷区の30%（278,500人）からすると、若者に特化した部局を創設し、施策に取り組む必要はないと考える。若者の参加・参画というところでは、青少年交流センター（通称：アップス）の建設時には、若者の意見を取り入れた施設づくりを行ったようであるが、本市においても横須賀市基本構想・基本計画策定においては、小・中・高校生に対するアンケートの実施や中・高校生を対象としたワークショップを開催し、必要に応じて若者の意見を取り入れることも行っている。世田谷区では若者に特化した施策を実施しているが、自治体の人口・面積・財政等が異なる中で、横須賀市には世田谷区のような取り組みは馴染まないのではないかと考える。



所管等：まちぶらプロジェクトについて

長崎市では平成24年12月に長崎駅の交流人口をその周辺へ広げるため、周辺地域の魅力を発信する「まちぶらプロジェクト」を策定した。「陸の玄関口」の長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺が整備により、まちの形が大きく変わっていく状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら賑わいの再生を図ろうと考えたからである。平成25年度から開始されたプロジェクトも今年度が最終年度となる中、このプロジェクトをどのように進め、どのような課題等があったのかを伺った。プロジェクトを行う区域では、人々が周遊しやすいように「まちなかの軸」を設定し、軸を中心に5つのエリア分けをし、それぞれの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備を年度ごとに計画を立てソフト施策と合わせて行ってきた。また、5つのエリアがそれぞれにまちづくりの方向性を掲げ、各エリアが持つ特色を活かしながら、エリアの魅力向上となる取り組みを進め、「まちなか軸」を基軸として、各エリア間の回遊性を高めるため、バリアフリーなどの環境整備を行った。プロジェクトでは、行政だけではなく地域力によるまちづくりも重要であり、地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながらまちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を結集する取り組みも行ってきた。視察を行った中島川・寺町・丸山エリアは、まちづくりの方針をデザインでは「和+現」、土地利用では「暮」と決め、和のたたずまいと賑わいの粋なまちを目指してきた。このエリアでは町屋等を活かしたまちなみづくりを進めるために、既存の町屋の維持、保全及び復元のための工事や、町屋以外の建物で町屋風の外観を形成する工事の経費の一部について助成制度をもうけた。助成制度は21か所の工事に利用され、市民とともにエリアの方針に沿ったまちづくりを行うことができた。まちなか賑わいづくり活動支援事業では、歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取り組みや、その魅力を発信する取り組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動に対する初期支援を行った。この支援事業により、多くの賑わいづくりに関する事業が生まれ、地域力によるまちづくりが実現した。さらに、地域力によるまちづくり事業を「まちぶらプロジェクト認定事業」と位置づけ、各地区での取り組みを「まちぶらカレンダー」としてスケジュール化することにより、取り組みの継続につながっている。また回遊ルートの活用例をつくることで、市民をはじめ観光客の集客につながっている。取り組みの評価としては、人口が減少している中ではあるが、その減少率は微減と感じている。また、立地適正化計画に基づいて、拠点の集約を行うことでコンパクトシティへの取り組みにもつながっている。しかし新型コロナウイルスの影響により令和2年・3年と交流人口が激減し、空き店舗も増加したために、賑わいが減少している。今年度が計画の最終年度となり、今後の計画はまだ未定ということだが、事業者が単体で行っている「まちぶらプロジェクト認定事業」のマッチングを考えているようだ。本市でも交流人口を増やす取り組みとしては、様々なイベント等の仕掛けを行っているが、安定した観光客に本市へ来訪してもらうには、各地域にその特色を

活かした取り組みも必要と考える。本市では長崎市のように軸をベースに取り組むことは地形的に難しいが、それぞれの地域力を活用することは必要である。そのためには、行政と地域とが同じ方向を向いて、事業に取り組むことが成功への近道ではと考える。



所管等：中心商店街における地域福利増進事業について

山口市は山口県の中央に位置し、南北に長い地形をしていて広大な市域を有している。その広大な市域の土地をどのように活用していくのかを総合計画の中で示している。土地利用の方針では、都市的な土地利用（都市拠点ゾーン）と、自然環境と共生した土地利用（自然環境共生ゾーン）にゾーニングしている。都市拠点ゾーンは、行政・文化・教育・商業・観光等の特性や既存ストックをより高めるエリア（山口都市核エリア）と、新山口駅や周辺市街地を中心に県全体の玄関にふさわしい、交通結束やアクセス機能の強化を図るエリア（小郡都市核エリア）に分けている。山口都市核エリアの中心商店街ゾーンにおいて、広場整備予定地に隣接する道路として利用されていた土地が、所有者不明土地であったため、地域福利増進事業を活用し、所有者不明土地を広場用地の一部として活用することを想定した。まず、地域福利増進事業とは、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業であって、原状回復が可能なもの（事業主体は限定されない。）について、都道府県知事の裁定により最長10年間の使用権を設定することで、所有者不明土地を利用した事業のことである。今回の事業主体は山口市となるが、事業を進める上では法務手続きに関する調査で弁護士、事業の裁定審査に関する所管部署として県土木、地域の合意形成支援や協議資料・裁定申請書類等の作成などでまちづくりコンサルタントを協力先として考えた。しかしすぐに問題が発生した。登記簿上は所有者不明と思われていた土地が、職権により山口市保管の土地台帳を照会し、戸籍調査により法定相続人26名が判明した。どういったことが起こったかという、明治時代に所有権移転の登記をしたときに氏名の写し間違いがあり、実存しない名前が登記されていた。この事業を行うにあたっては所有者不明が前提となるため、地域福利増進事業を使つての土地利用は出来なくなった。山口市が地域福利増進事業のガイドラインに沿って土地所有者の探索を進めていけば早い段階でこの事業に適応できないことが分かったと思う。そこで、山口市では、地域福利増進事業の使用権の設定から用地取得へ方向転換を行った。地域福利推進事業は、所有者不明土地の利活用が進むことが期待されるが、所有者不明の土地と確定させるまでの事務的作業や、恒久的な整備を伴う事業では活用できないことなどを考えると、今の地域福利増進事業を活用することは、より慎重に判断することが必要と考える。

